

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年8月20日午後1時30分から令和3年第8回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

|        |      |        |       |
|--------|------|--------|-------|
| 第1番委員  | 岩野悦子 | 第11番委員 | 小坂倫充  |
| 第2番委員  | 高橋義隆 | 第12番委員 | 小野まり子 |
| 第3番委員  | 宮舘晃  | 第13番委員 | 及川宏和  |
| 第4番委員  | 田口敏  | 第14番委員 | 小嶋教三  |
| 第5番委員  | 高橋重貴 | 第15番委員 | 山路和弘  |
| 第6番委員  | 名和和弘 | 第16番委員 | 高橋新一  |
| 第7番委員  | 高橋正則 | 第17番委員 | 佐藤浩幸  |
| 第8番委員  | 松本隆  | 第18番委員 | 及川和芳  |
| 第9番委員  | 菊地重治 | 第19番委員 | 高橋旦志  |
| 第10番委員 | 有住寿哉 | 第20番委員 | 菊地成壽  |

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

|        |      |
|--------|------|
| 事務局長   | 鈴木敏郎 |
| 事務局長補佐 | 阿部勝利 |
| 係長     | 藤原一裕 |
| 主事     | 渡辺知美 |

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 報告第1号 | 農地の使用貸借に係る合意解約について               |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について      |
| 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について        |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について |
| 議案第3号 | 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について             |
| 議案第4号 | 令和3年度岩手県農業委員会大会における提案事項について      |

4. 本会議の書記は次のとおりである。

|    |      |
|----|------|
| 係長 | 藤原一裕 |
| 主事 | 渡辺知美 |

議 長 只今から令和3年第8回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には6番名和和弘委員、7番高橋正則委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、番号2番及び3番の案件について、5番高橋重貴委員が、

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

———第 5 番委員 退席———

議 長 これより番号 2 番及び 3 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。番号 2 番及び 3 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。5 番高橋重貴委員の入席を許します。

———第 5 番委員 入席———

議 長 5 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。それでは、議案第 1 号の番号 1 番及び 4 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第 7、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第 7 番委員 番号 1 番の案件について、7 番高橋正則委員より報告願います。

7 番 高橋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。8 月 17 日午前に、西部地区の宮舘晃委員、名和和弘委員、菊地重治委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である [ ] が、牛舎及び飼料置場として利用するため、譲渡人である [ ] さんから、畑を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね 10 ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第 1 種農地となりますが、農業用施設の用に供するという例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。

また、隣接地は畜舎、堆肥舎等になっているほか、敷地内に U 字管を設置し雨水等の対策を実施することを確認したことから、事業実施

の確実性が認められるとともに、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

続いて番号2番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願います。

第17番委員

17番 佐藤です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。8月17日午後に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]が宅地分譲地7区画を造成するため、農地所有者の[ ]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。

また、申請地は町道及び宅地と隣接しており、農地と隣接していないことから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

続いて番号3番の案件について、2番高橋義隆委員より報告願います。

第2番委員

2番 高橋です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。8月17日午後に、南方地区の山路和弘委員、佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]さんが自己住宅を新築するため、農地所有者の[ ]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを確認しております。

申請地は、東側及び西側が農地と隣接しておりますが、敷地境界付近に暗渠及び砕石を設け、雨水等の対策を実施する計画となっていることから、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

続いて番号4番の案件について、12番小野まり子委員より報告願います。

第12番委員

12番 小野です。番号4番の案件について、現地調査の報告をいたします。7月15日午前に、永岡地区の松本隆委員、小嶋教三委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ったほか、8月12日～19日に書類に基づく確認を行いました。

譲受人である [ ] が、農機具格納庫を建築するため、社員である [ ] さんから、畑を借用し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね10ヘクタール以上の農地域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、農業用施設の用に供するという例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、自己資金のほか、金融機関からの借入により実施することを確認しております。

申請地と隣接する西側の田に対しては、用地に砂利を敷き、浸透により雨水等の流出を防ぐほか、東側の水路に雨水等を流出する計画であり、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案件は、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第8、議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号1番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第5番委員 退席——

議 長

これより、利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
利用権設定番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。  
5番高橋重貴委員の入席を許します。

——第5番委員 入席——

議 長 5番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

第6番委員 それでは、議案第3号の所有権移転及び利用権設定番号2番から5番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局 6番名和です。所有権移転番号1番の案件について、岩手県農業公社が所有権の移転を受けるようですが、耕作も行うということですか。

事務局 番号1番の案件は、まず岩手県農業公社が取得し、別の農業者が岩手県農業公社から3年間借り、4年目に購入するという事業を活用するものですので、岩手県農業公社が耕作を行うものではありません。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

事務局 長 日程第9、議案第4号 令和3年度岩手県農業委員会大会における提案事項についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

事務局 説明が終わりました。

第6番委員 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局 6番名和です。野生鳥獣の被害防止対策も要望事項とするようですが、私たちの地区は防止策ではもう厳しい状況です。減数対策を考えていかなければ、被害が減ることはないと思います。

事務局 頭数管理については、岩手県への要望や県南広域振興局との意見交換会の場でも上げており、県からも積極的に取り組むという返事でした。今回の被害防止対策については、昨年度も同大会に要望しておりますが、国も頭数を減らしていくという回答でしたので、今年度も引き続き要望していくものです。

事務局 長 当町の野生鳥獣駆除の現状についてご説明します。今年度もクマの被害が甚大なところには罠を設置し、19頭の捕獲許可枠のうち16頭ほど、昨年度よりも早いペースで駆除しております。課題としては猟友会員の高齢化が進んでいることですが、奥州市と一緒に狩猟免許を取得する人に補助を行い、昨年度から若い人が2人狩猟免許を取得しております。また、近年はイノシシ被害が増えているが、クマと比べて捕獲が難しく猟友会でも苦勞しているところです。今後は、そこも含めて対応していきたいと猟友会と情報共有しております。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第4号 令和3年度岩手県農業委員会大会における提案事項について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議

———全員挙手———  
長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議

長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
令和3年第8回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ  
までした。

時間 14時15分